

特別定額給付金の対象外となった新生児への給付を求める決議

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、政府は4月7日に「緊急事態宣言」を発出した。その後、外出自粛や休業が要請され、人と人との接触機会を減らした事で感染者数が減少し、5月25日には、緊急事態宣言の解除となった。経済を回す事の必要性も問われ、「GoToキャンペーン」がスタートし、事業者の一助となったが、感染者も日増しに増え、12月14日には、一時停止が宣言された。

沖縄においても、4月30日から7月8日まで感染を抑える事が出来たが、全国の感染拡大同様、沖縄においても予断を許さない状況となってきた。

政府は、様々な支援策を講じているところであるが、4月27日までに特別定額給付金の一律10万円給付を決定し、本町においても職員の努力のおかげで5月20日には給付を開始し、ほぼ全ての方々へと給付を行えた。しかしながら、特別定額給付を急ぐあまり、4月28日以降の新生児に対する給付が行われない等の問題が発生した。これを受け、政府は、第2次補正の地方創生臨時交付金の活用対象において新生児への給付を可能とし、本町周辺自治体においても給付が行われている。

これまでの感染拡大の中で倒産や失業のみならず、勤務時間の減少に伴う減収で生活の厳しさに加え、コロナ禍での出産立ち合いや面会の禁止による精神的な不安等、子どもを産み育てる環境も難しくなっている。

今般の第3波とも言える状況を鑑み、政府は、第3次補正を閣議決定するとともに更なる支援の強化が謳われていることもあるため、新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化が見込まれる中で公平性の維持と平素の生活で生じる経済的負担の軽減を図る事を目的に下記の実施を強く求める。

記

基準日(令和2年4月27日)の翌日から令和3年3月31日までに出生した新生児に対して一人当たり10万円の給付を行い、子育て世代の支援を図ること。

以上、決議する。

令和2年12月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
北谷町長